

事前告知

京都府医療機関等職員処遇改善等推進事業のお知らせ

医療機関等が実施する職員の処遇改善及び職場環境改善等に対し交付金を支給します。

【申請開始】 決まり次第速やかに御案内します。

事業概要

(1) 対象施設

令和7年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション

(今回の対象要件として令和7年3月31日までに届出が必須となります。)

※ベースアップ評価料の届出に関する問合せ先：近畿厚生局京都事務所
(TEL：075-256-8681)

(2) 交付基準額

| 対象施設 | 対象区分 | 基準額 |
|------------|----------------|-------------|
| 病院・診療所 | 病院・有床診療所（5床以上） | 40,000円／病床 |
| | 有床診療所（1～4床） | 180,000円／施設 |
| | 無床診療所 | 180,000円／施設 |
| 訪問看護ステーション | | 180,000円／施設 |

(3) 支給対象事業

支給対象となる取組は、次に掲げる取組のいずれか（複数可）を支給対象とします。
(取組経費と基準額の少ない方を支給します。)

- ICT機器等の導入による業務の効率化
・タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
- タスクシフト／シェアによる業務効率化
・医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
- 交付金を活用した更なる賃上げ
・処遇改善を目的とした既に雇用している職員の賃金改善

- 問合せ先はあって、ホームページに掲載予定です。
- 詳細については、後日公表する募集案内を御確認ください。